

令和3年度第2回羽幌町情報公開・個人情報保護審査会会議録

1 開催日時 令和3年12月8日（水）午後1時39分～午後1時59分

2 開催場所 羽幌町役場4階 大会議室

3 主席委員及び欠席委員の氏名

(1) 出席委員：後藤英文、品野万亜弥、足達由香、村上隆宏、松森二美子

(2) 欠席委員：なし

4 説明のため出席した事務局職員等の氏名

総務課：課長 敦賀哲也、係長 木村謙彦、主事 井上直人

福祉課：課長 木村和美、子ども係長 村上達

5 会議の公開、非公開又は一部公開の別

公開

6 議題及び議事の概要

(1) 羽幌町個人情報保護条例第7条（収集の制限）及び第8条（特定個人情報以外の個人情報の利用）について【諮問】

・令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給における、児童手当及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金で取得した個人情報及び税情報の利用について

①個人情報を利用（収集）する理由

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）事業実施のため

②制度概要

国において、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、子育て世帯に対し児童手当（本則給付）を受給する世帯等に対し、その対象児童一人あたり50千円を令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）（以下「本給付金」という。）として支給することとされ、町が実施主体となり支給対象者に対し本給付金を支給する。

なお、本給付金は各市町村において準備ができ次第、年内を目指して支給するよう求められている。

③羽幌町個人情報保護条例との関係

本条例において、実施機関の個人情報を収集に関し、その方法を第7条において制限しているが、第7条第2項第6号において「前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、本人以外の者から収集することが公益上必要であると認めるとき。」と規定されており、審査会の意見を聴いた上で、実施機関が公益上必要であると判断した場

合に収集することができるとしている。

また、それにより得られた個人情報に関しては、第8条において利用方法の制限をしているが、第8条第1項第5号において、「前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を利用し、又は提供することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。」と規定されており、審査会の意見を聴いた上で、実施機関が相当な理由があると認めるときに利用することできるとしている。

7 資料による説明

- ・事務局から別紙資料1－1により概要説明。引き続き実施機関である福祉課から資料1－2により、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事業の概要、個人情報を利用する理由及び根拠を説明し、質疑応答に入った。
- ・質疑応答 特になし

8 審議

- ・実施機関（福祉課）の退出後、審議を行った。
- ・審議

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給における、児童手当及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金で取得した個人情報及び税情報の収集、利用については、公益上必要であり、かつ相当な理由があると認められ、当審査会としては妥当であると判断する。

審議において否定的意見は無く、答申内容は会長に一任した。

令和3年度第2回羽幌町情報公開・個人情報保護審査会議案

日時 令和3年12月8日（水）13：30～
場所 羽幌町役場4階 大会議室

1 会長あいさつ

2 議題

(1) 羽幌町個人情報保護条例第7条（収集の制限）及び第8条（特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限）について

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給における、児童手当及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金で取得した個人情報及び税情報の利用について

① 質問事項の概要説明（別紙資料1－1）

② 実施機関からの説明及び質疑応答（別紙資料1－2）

③ 審議

3 その他